

2017年11月16日（木）

《問い合わせ先》
総合労働局
総合労働局長 富田 珠代
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

2018 春季生活闘争 闘争方針（案）について

連合は、本日開催した第3回中央執行委員会において、2018 春季生活闘争の闘争方針（案）を第76回中央委員会議題として提起することを確認いたしましたので、ここに報告いたします。

【概要】

- 2018 春季生活闘争は、「賃金引き上げの流れの継続」「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を同時に推し進めることで、社会全体の生産性を高め、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」をめざしていく。
- 春季生活闘争が持つ賃金決定メカニズムを活かしつつ、月例賃金にこだわり、賃金引き上げの流れを継続・定着させる。その基盤となるのは、これまで労使で確認してきた生産性三原則である。賃上げ要求水準は、引き続き名目賃金の到達目標の実現、ミニマム基準の確保に取り組んだ上で、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度とする。
とりわけ、中小企業労働者や非正規労働者の処遇改善に向けては、「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の流れを継続・定着・前進させる取り組みを進めていく。
そのためにも、中小組合（組合員300人未満）は規模間格差の是正を意識し、賃上げ水準目標を6,000円として総額で10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。また、非正規労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」に向けて「誰もが時給1,000円」の実現をめざし、達成済みの場合は37円を目安に時給引き上げを求める。
- 加えて、職場を熟知する労使が長時間労働の是正をはじめとして働き方を見つめ直し、正規労働者・非正規労働者を問わず個々人の状況やニーズにあった多様な働き方を選択できる仕組みを整えていく。取引の適正化と健全で安全で働きがいのある職場の実現を同時に推し進められるよう、職場労使、経営者団体とともに「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を社会に発信していく。
- 構成組織における討議を経て、12月5日の第76回中央委員会にて2018 春季生活闘争方針を決定する。

